

令和2年第35回

美幌町農業委員会総会議事録

令和2年2月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和2年2月25日(火) 午1時30分から午後2時03分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(20人)

職務代理者	1番	日下 優 君	農地部会長	2番	白石 愛 君
	3番	大西 政 雄 君		4番	根塚 信義 君
	5番	中村 寿恵子 君		6番	小林 勝義 君
	7番	小泉 豊 和 君	振興副部会長	8番	加藤 安弘 君
	9番	佃 徹 君		10番	寺本 恵二 君
	11番	日並 一三 君		12番	重清 幸良 君
	13番	木村 勝彦 君		14番	西 学 君
	15番	日並 洋 君		16番	齋藤 一男 君
農地副部会長	17番	東 砂裕理 君	振興部会長	18番	千葉 正美 君
	19番	松本 訓宜 君	会 長	20番	鈴木 幸往 君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二 君	総務担当主査	佐々木 鑑仁 君
総務担当	荒木 翔 君	臨時筆生	寺田 裕子 君

## 議事日程

令和2年第35回 美幌町農業委員会総会  
令和2年2月25日 午後1時30分開会

- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 日 程 第 1 |         | 議事録署名委員及び総会書記の指名について                       |
| 日 程 第 2 |         | 諸般の報告について                                  |
| 日 程 第 3 |         | 会期の決定について                                  |
| 日 程 第 4 |         | 会務報告について                                   |
| 日 程 第 5 | 議案第133号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について         |
| 日 程 第 6 | 議案第134号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日 程 第 7 | 議案第135号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                       |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は20名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和2年第35回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号4番根塚委員、同じく議席番号5番中村委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と荒木総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり議案3件となっております。朗読については省略をさせていただきます。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。
	(口頭報告なし)
議長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、議案第133号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
総務担当主査	内容番号29号から31号は関連がございますので一括上程を致します。 内容番号29号から31号について一括ご説明致します。本件は経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃借人は〇〇の〇〇さんで合意解約年月日は令和2年2月10日、土地の引き渡し年月日は令和2年2月10日でございます。 内容番号29号についてご説明致します。賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細つきましては議案5ページをご覧ください。

願います。賃貸期間は平成28年8月25日から令和3年8月24日までの5年間でございます。内容番号30号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細つきましては議案5ページをご覧ください。賃貸期間は平成30年1月1日から令和5年10月31日までの5年間でございます。内容番号31号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。賃貸期間は平成27年11月26日から令和2年11月30日までの5年間でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号29号から31号は適当と認めます。  
議案第133号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第6、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。  
内容番号246号。

総務担当主査

内容番号246号をご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は農業公社からの早期買入案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和2年2月26日、代金の支払期限は令和2年3月10日、利用調整日は令和2年2月6日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8番

内容番号246号につきましては只今事務局説明のとおりです。  
この案件は平成25年に〇〇さんが所有農地を農業公社に売買し、〇〇さんが農業公社の貸付事業で10年間借りる予定でしたが資金計画が整ったため、売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化して畑作三品の他、人参を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号246号は適当と認めます。  
内容番号247号。

総務担当主査

内容番号247号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。  
利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年2月26日から令和11年12月21日までの10年間、利用調整日は令和2年2月6日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項

	<p>の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
18 番	<p>内容番号247号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は昨年12月に〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した農地についてあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが農業公社から10年間借りることになったものです。〇〇さんは家族3人で水稻、玉ねぎ、グリーンアスパラを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号247号は適当と認めます。 内容番号248号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号248号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧ください。 本件は先の議案第133号内容番号31号で合意解約した案件で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和2年2月26日から令和2年11月30日までの1年間、利用調整日は令和2年2月17日でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号248号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この案件は〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲し、本年1月30日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものでございます。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号248号は適当と認めます。 議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第7、議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 内容番号122号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号122号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件は国有地の売買案件でございます。譲渡人は北海道財務局北見出張所、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料9ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>

7 番 内容番号122号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの圃場内にある国有地を売買するものです。  
 〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、馬鈴薯、甜菜を作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月2日、千葉委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ありませんか。  
 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号122号は適当と認めます。  
 内容番号123号から124号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号124号につきましては千葉委員が当事者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、千葉委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。  
 ( 〇〇委員 退席 )

総務担当主査 内容番号123号と124号について一括ご説明を致します。参考資料は10ページをご覧ください。本件はそれぞれの所有地を交換する案件でございます。  
 内容番号123号についてご説明致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、土地明細につきましては議案12ページをご覧ください。続きまして内容番号124号をご説明致します。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。  
 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料11ページ並びに12ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

7 番 内容番号123号から124号につきましては只今事務局の説明のとおりです。  
 この案件は〇〇さんの畑に隣接する〇〇さんの畑と〇〇さんが〇〇さんから借りている畑を交換するものです。〇〇さんは家族ふたりで肉牛を約70頭飼育し、〇〇さんは家族3人で畑作三品や玉ねぎなどを作付けされ、それぞれ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月15日、根塚委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長 ご異議ありませんか。  
 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号123号から124号は適当と認めます。  
 ( 〇〇委員 入席 )

議 長 内容番号125号から127号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号127号につきましては佃委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により佃委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。  
 ( 〇〇委員 退席 )

総務担当主査

内容番号125号から127号について一括ご説明致します。本件は賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、賃貸期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

はじめに内容番号125号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号126号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。次に内容番号127号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願います。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料14ページ及び15ページ、17ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号125号から127号につきましては只今事務局説明のとおりであります。この案件は〇〇さんが今年いっぱい、病気による後遺症のリハビリをするため、地域の人たちに耕作してもらうことになったものです。〇〇さんは家族ふたりで玉ねぎ、アスパラを、〇〇さんは家族4人で玉ねぎを、〇〇さんは法人化し玉ねぎ、アスパラをそれぞれ作付けされ、みなさん意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月14日、齊藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号125号から127号は適当と認めます。

( 〇〇委員 入席 )

議 長

内容番号128号から129号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号128号から129号について一括ご説明致します。本件は先の議案第133号内容番号29号と30号で合意解約した案件で経営移譲に伴う借受人の変更でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

内容番号128号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。賃貸期間は許可日から令和5年10月31日までの4年間でございます。続きまして内容番号129号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案12ページをご覧願います。賃貸期間は許可日から5年間でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料19ページ及び21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号128号から129号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は先の議案第134号、内容番号248号と同じく、〇〇さんが息子の〇〇



さんに経営移譲し、本年1月30日に〇〇さんが認定農業者になったため、借受人の変更を行うものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月14日、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号128号から129号は適当と認めます。  
内容番号130号から131号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号130号から131号について一括ご説明致します。参考資料は22ページをご覧願ひます。本件は法人設立に伴う賃貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は賃貸借、賃貸期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで権利の種別は賃貸借権でございます。

内容番号130号をご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案13ページをご覧願ひます。続きまして内容番号131号をご説明致します。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案13ページをご覧願ひます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料23ページ並びに24ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。

5 番

内容番号130号から131号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが法人を設立したため〇〇さん、〇〇さんの所有農地をそれぞれ法人に賃貸するものです。〇〇さんは法人化し、畑作三品と人参を作付けされ意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを2月15日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号130号から131号は適当と認めます。  
議案第135号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。  
これもちまして、第35回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時03分

